

令和 6 年度宮城県農山漁村集落情報発信支援員募集要領

1 目的

県が設置した農山漁村交流拡大プラットフォームの広域ネットワーク機能を活用し、県内農山漁村の連携促進に向けた交流等の主体的な活動の情報発信などを担う支援員として、地域に広く関わりながら地域活性化を図る農山漁村集落情報発信支援員（以下「支援員」という。）を任用する。

2 業務の内容

支援員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる集落対策に関する活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 農山漁村集落への取材による情報収集・情報交換 月 4 回以上
(集落の状況把握やイベント・体験コンテンツ等の地域資源の発掘、マッチング機会の創出等)
- (2) 農山漁村集落に関する情報発信 月 2 回以上
(県の農泊ポータルサイトや Facebook 等の投稿用の記事作成、支援員自身のツールを活用した情報発信等)
- (3) 農山漁村集落の課題整理及び自治体との共有 月 1 回以上
(月 1 回の県庁での情報共有や県への実績報告等の提出)

3 募集対象

次のすべての項目に該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 情報発信業務（ライター等）の経験者
- (3) 令和 5 年以降に記事掲載（媒体は問わない）の実績がある者
- (4) 週に 15 時間 30 分以上（月 72 時間以上）、支援員としての活動に従事できる者
- (5) 普通自動車免許を取得している者
- (6) パソコン（ワード、エクセル、メール、インターネット、SNS、Web 会議等）の一般的な操作ができる者
- (7) 心身ともに健康で誠実かつ積極的に活動できる者
- (8) 県税に未納がない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

4 募集人数 1 人

5 主な活動地域 宮城県内全域

6 雇用形態・期間

- (1) 雇用関係の有無 無し

(2) 委嘱方法

宮城県農山漁村集落情報発信支援員として宮城県知事が委嘱する。なお、県や民間団体との雇用契約はなく、県との業務委託契約を個人として締結して活動する。

(3) 委嘱期間

任期は、委嘱日（県と協議して決定）から令和7年3月31日までとする。

(4) 解嘱

県が支援員としてふさわしくないと判断した場合、若しくは特別の事由がある場合には、協議のうえ、委嘱の取り消しや委託契約を変更することができる。

7 勤務時間

委託業務として週15時間30分以上（月72時間以上）、活動に従事するものとする。支援員としての活動に従事する時間が上記活動時間以上であれば、他業務との兼務も可能とする。

8 報償費・活動費等

報償費は16.4万円/月とする。また、活動内容に応じて、別途、以下に記載する活動費を支給する。

なお、委嘱期間の報償費及び活動費の上限額は296万円以内とし、支払い方法は支援員と協議して決定する。

【対象となる活動費】

- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・集落支援員の研修受講に要する経費
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに係る経費

9 応募方法等

- (1) 受付期間 令和6年5月27日から令和6年6月26日まで必着
- (2) 提出書類 応募用紙、運転免許証の写し（両面）
- (3) 応募方法 提出書類を下記提出先に郵送または電子メールで提出すること。

10 審査方法

(1) 1次審査

応募用紙の内容に基づき、書類選考を実施する。選考結果は、応募者全員に電子メールおよび文書で通知する。時期は7月上旬を予定している。

(2) 2次審査

1次審査通過者に対し、対面での面接（状況によりWeb面接に変更する場合はある）を実施し、候補者1名を選定する。日程は7月中旬を予定している。

11 質問・相談

応募に際し不明な点などがあれば、下記問い合わせ先に電子メールで問い合わせること。

1 2 提出・問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

宮城県農山漁村なりわい課 後藤

TEL : 022-211-2866 FAX : 022-211-2416

E-mai : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp